

秋田市観光消費額調査業務委託仕様書

この仕様書は、秋田市が受託者に委託する「秋田市観光消費額調査業務委託」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

秋田市観光消費額調査業務委託

2 目的

本市を訪れる観光客の消費動向等を詳細に把握・分析し、客観的データに基づいた効果的な観光戦略を立案するための基礎資料とするため、秋田市観光消費額調査（以下「本調査」という。）を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 調査票の設計、作成

国内観光客および外国人観光客を対象とし、本市の観光消費の現状や特性、課題を把握するため、以下のアおよびイを最低限の要件として実施すること。

これら以外にも、本市を訪れる観光客の消費動向の把握および今後の観光誘客・情報発信・効果検証に資するため、より成果が得られる効果的な調査項目を積極的に提案すること。ただし、回答者の負担過多による回答数の低下や途中離脱を防ぐため、設問数や設問内容に十分に配慮すること。

企画提案書には、提案する調査項目およびその提案理由を明記することとし、最終的な調査項目は、契約締結後、提案内容を基に市との協議によって決定する。

ア 必須調査項目

居住地、属性（性別・年齢）、旅行人数と同行者の関係、本市への来訪回数、宿泊の有無、宿泊日数、本市への訪問の主目的、情報収集手段、本市での一人あたりの旅行費用、本市内の訪問場所

イ 翻訳

外国人観光客向けの調査票については、英語、中国語（繁体字、簡体字）の翻訳を併せて行うこと。

(2) アンケート調査の実施

ア 対象者

本市を訪れる国内観光客および外国人観光客

イ 実施時期

以下の要件を満たす適切な調査実施時期および日数を企画提案すること。

(ア) 月次動向および季節性の考慮

本市の観光客入込数の月次動向データを踏まえ、季節性や、繁閑の差による客層・消費額の変化が反映されるよう、四半期ごと

の実施など、年間を通じて最低4回の調査時期を設定すること。

(イ) クルーズ船の寄港日の組込み

乗客定員2,000人以上の大型クルーズ船の乗船客の本市での消費動向を把握するため、秋田港への大型クルーズ船の寄港日を、1回以上、調査実施日に含めること。

なお、乗客定員2,000人未満のクルーズ船の寄港日についても、調査実施日に複数回含めることが望ましい。

(エ) イベント・大型連休の考慮

特定の時期に観光客が集中する傾向を分析するため、必要に応じて、市内での大型イベント開催期間や大型連休における調査の実施を検討し、平常時との比較ができるよう調査日程の配分を工夫すること。

ウ 回収が必要なサンプル数

調査ごとに目標サンプル数を設定し、調査結果を分析するに当たって信頼に足る最適なサンプル数を提案すること。

エ 調査方法

対面およびWEB上のアンケートフォームによるものとする。

WEBアンケートを実施する場合は、スマートフォン等からアクセス可能なWEBサイトを設計・構築し、URLを反映したQRコードを作成すること。

オ 調査地点

観光施設や交通拠点等から適切な場所を選定し、企画提案すること。実施にあたり必要な各施設管理者等との調整・手続を行うこと。

カ 調査員の確保

調査対象者へアンケートの周知や回答を依頼するにあたり、人員を要する場合は受託者で確保し、調査手法や注意事項について事前に説明の上、指導・監督を行うこと。調査実施時には、本市の調査である旨を表示した腕章や名札等を作成し、着用すること。

キ 回答数の向上施策

回答数を高める施策を企画提案すること。回答者へ景品等の進呈を行うことは妨げないが、景品等の調達や手配に係る経費は委託料に含めること。

(3) 観光消費額単価の推計

アンケート調査結果をもとに、四半期ごとおよび年間消費額単価を推計すること。推計にあたっては、宿泊（市内、県内、県外）および日帰り（市内、県内、県外）などの属性区分で行うこと。

(4) 調査データの分析および施策への提言

アンケートを収集・集計し、アンケート項目ごとの単純集計や、性別、年代、居住地等の区別にクロス集計を行い、消費動向等の現状と課題および今後の観光施策を推進するために取り組むべき具体的な施策の提案を行うこと。

5 成果品

(1) 中間報告

各調査が終了するごとに、以下のとおり中間報告を行うこと。

ア 提出期限

各調査の調査終了日から起算して30日以内とする。

イ 報告内容

調査実施日、調査地点、アンケート回収数等の実施状況の報告に加え、当該調査における集計データおよび速報結果報告書を提出すること。

ウ データの提出

速報結果報告書の提出に併せ、回収したアンケートの回答一覧データ（Microsoft Excel等で市が独自にクロス集計・編集可能な形式）を提出すること。

(2) 最終報告

本調査の全日程終了後、以下のとおり最終報告を行うこと。

ア 提出期限

令和9年3月31日までとする。

イ 報告内容

本調査の分析結果を踏まえ、本市を訪れる観光客の消費動向、本市の観光消費額向上へ向けた施策の提案等をコメントとして付記した報告書（A4版・カラー出力・1部）を作成すること。

ウ 提出データ

上記報告書の電子データ（PDF形式、Microsoft Word・PowerPoint等編集可能な形式）およびクロス集計表等を含む全期間のアンケート調査回答データ一式（Microsoft Excel等で編集可能な形式）

エ その他提出物

全回収アンケートの原票

6 留意事項

- (1) 中間報告および最終報告に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布等することができることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本市と受託者で協議の上進める。

7 契約に関する条件等

- (1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。

イ 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に本市に書面で提出し、承認を得ること。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。

(5) 遵守事項

ア 受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

イ 受託者は、重要と認める事項については、あらかじめ本市と文書で協議し、承認を得なければならない。

ウ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、本市と受託者の協議により決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければ

ばならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 「甲」は発注者である秋田市を、「乙」は受注者をいう。